

当面の対応について

令和3年10月12日
農林水産省

(1) コロナ影響緩和特別対策（仮称）

集荷団体と実需者との間での取引が整い、「米穀周年供給・需要拡大支援事業」に基づき長期計画的な販売に取り組んでいる令和2年産米37万トンのうち、新型コロナウイルス感染症の影響による需要減に相当する15万トンについて、「新たな特別枠」を設けて以下の対策を実施し、販売環境を整備。

- ① 集荷団体が行う長期保管に係る経費に対する支援（10/10）
- ② 集荷団体が行う次の取組に対する支援。
 - ・ 子ども食堂等の生活弱者への提供（10/10）
 - ・ 中食・外食事業者等への販売促進（1/2）

(2) 米穀周年供給・需要拡大支援事業の拡充

集荷団体と実需者との間での取引が整い、「米穀周年供給・需要拡大支援事業」に基づき長期計画的な販売に取り組んでいる令和2年産米のうち、(1)の対象以外のものについて、令和3年4月以降の保管料等の1/2相当から3/4相当に支援を拡充（国費及び（公社）米穀安定供給確保支援機構における資金で対応）。

(3) 当面の資金繰り対策

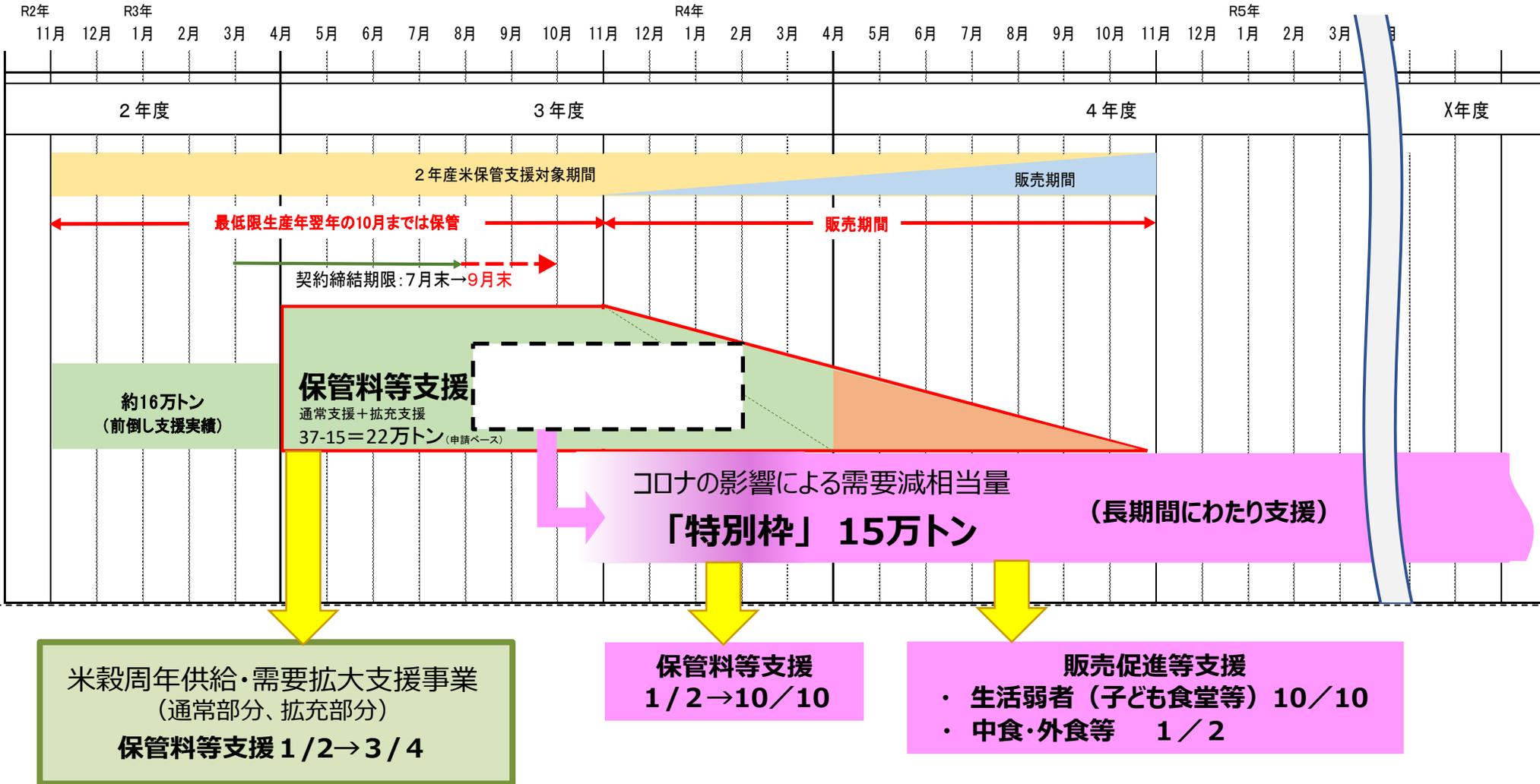
- ① 農林漁業セーフティネット資金等の融資の円滑化や実質無利子化。
- ② 既貸付金の償還猶予に係る関係機関への要請。

(4) 産地への情報提供

以上の対策について、10月18日（月）に各都道府県の関係者を集めた全国会議を開催し、周知。

米穀周年供給・需要拡大支援事業とコロナ影響緩和特別対策による支援イメージ

【令和2年産米の保管経費等の拡充支援イメージ】



※ 保管経費等の支援の拡充：国費及び民間団体における資金で対応

水田活用の直接支払交付金、ナラシ・収入保険の支払いまでの未収益期間に対する融資の拡充

